

児童館ガイドライン（平成30年10月1日付け子発1001第1号）（抜粋）

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

(2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。

また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。

- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

- (1) マニュアルの策定
災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。
- (2) 定期的な訓練
定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。
- (3) 地域ぐるみの安全確保
来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域

の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

5 衛生管理

- (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

子ども・子育て支援法関連 参照条文

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）（抜粋）

（趣旨）

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 （略）

二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条（第五項を除く。）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条の規定による基準

三 （略）

（緊急時等の対応）

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制

を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(別添資料 3)

学校保健安全法関連 参照条文

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抜粋）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

放課後児童クラブ 安全計画例

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検（専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
重点点検箇所						

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定期間	見直し（再点検）予定期間	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> おやつ・食事	年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 事業所外での活動	年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	年 月 日
防災マニュアル（指針）*	年 月 日	年 月 日	年 月 日
急救対応時マニュアル（指針）*	年 月 日	年 月 日	年 月 日
防犯（不審者対応時）マニュアル（指針）*	年 月 日	年 月 日	年 月 日
感染症対応マニュアル（指針）	年 月 日	年 月 日	年 月 日

*110番、119番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4~8月	9~12月	1~3月
1年生			
2・3年生			
4年生以上			

(2) 保護者への周知・共有

	4~8月	9~12月	1~3月

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・取組						
参加予定者						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・取組						
参加予定者						

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定期間 (時期と回数を記載)	参加予定者
119番通報訓練		
救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)		
不審者対応訓練(110番通報訓練等)		
来所・帰宅時における非常時対応訓練		
その他(送迎バスにおける見落とし防止等)		

(3) 職員への研修・講習

4~8月	9~12月	1~3月
------	-------	------

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加日程にかかわらず記載する

4. 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等）

児童館 安全計画例

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアル(指針)の策定・共有

分野	策定期	見直し(再点検)予定期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル(指針)	年 月 日	年 月 日	
□館外活動	年 月 日	年 月 日	
- □バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
□降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
防災マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
感染症対策マニュアル(指針)	年 月 日	年 月 日	

*110番、119番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（安全学習）

	4~8月	9~12月	1~3月
就学前児童			
小・中・高校生 世代			

(2) 保護者への周知・共有

--

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・取組						
参加予定者※						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・取組						
参加予定者※						

※参加予定者＝職員・来館者・関係者・地域住民等

(2) その他の訓練

訓練内容	実施予定期 (時期と回数を記載)	参加予定者（職員・来館者・関係者・地域住民等）
119番通報訓練		
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）		
不審者対応訓練(110番通報訓練等)		
来所・帰宅時における非常時対応訓練		
その他(送迎バスにおける見落とし防止、避難所設置等)		

(3) 職員への研修・講習

4~8月	9~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や地域団体が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加日程にかかわらず記載する

4. 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

(別添資料 6)

放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度開始前 ※取組が不十分の場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、放課後児童クラブ等職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報等）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体等が実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・中途採用者等のための研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に事業所・施設での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢や学年別の指導方法を定める ・特に新小学一年生に対する来所・帰宅時における安全教育や非常時対応に関する指導内容を定める
7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す ・冬季における来所・帰宅時における安全教育や非常事態対応に関する指導内容を再確認する
隨時 ※職員の採用時又は放課後児童クラブ利用児童の入所時	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に事業所での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、放課後児童クラブ等職員や保護者に周知する